

規 約

第 1 章 総則

（名称及び事務所）

第 1 条 本会は、日吉地域活動協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を日吉会館（大阪市西区南堀江 4-22-8）に置く。

（活動区域）

第 2 条 本会の活動の対象地域は、日吉地域（南堀江 4 丁目の一部を除く：別図に定めるとおり）とする。

（目的）

第 3 条 本会は、日吉地域の伝統、文化を守り、安全・安心なまちにしていくために、地域の様々な団体が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人が自由に参加しながら、取り組んでいくことを目的とする。

（構成）

第 4 条 本会は、日吉地域のまちづくりのために活動を行う団体（別表に定める団体）をもって構成する。

（活動）

第 5 条 本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 予算、決算、広報等の活動に関する事
- (2) 地域のコミュニケーションづくりに関する事
- (3) 地域の安全・安心なまちづくりに関する事
- (4) 高齢者の福祉や健康づくりに関する事
- (5) 青少年、子どもの健全育成や非行防止に関する事
- (6) 生涯学習や郷土文化・伝統の継承に関する事
- (7) 環境美化に関する事
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関する事

- 2 なお次の活動は行わないものとする。
 - (1) 営利を目的とする活動
 - (2) 政治、宗教の広報活動
 - (3) 特定の政党、候補者を推薦支持する活動

第2章 役員

(役員及び監事)

第6条 本会は、次の役員及び監事（以下、「役員等」という）を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 総務部会長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 必要に応じて顧問、部会長を置くことができる。

(役員等の選任)

第7条 役員等は運営委員会において選任する。

- 2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員等の職務)

第8条 役員等の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけたときは、その職務を代行する
- (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる
- (4) 会計は、協議会の会計を担当する
- (5) 監事は、協議会の会計及び役員の実務執行を監査する

(役員会の議決事項)

第9条 役員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業、予算の計画をたて運営委員会の承認をえる
- (2) 本会への新規入会及び退会の場合、役員会で決議し運営委員会の承認をえる

(役員等の任期)

第10条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により再任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 運営委員会

(運営委員会の組織)

第11条 本会は、活動の推進のため、運営委員会を組織する。

2 運営委員会は、次の各号に定める者（以下、「運営委員」という。）により組織する。

- (1) 運営委員会は、別表に定める各種団体から各1名を委員として組織する
- (2) 運営委員会において、本会の適切な運営に必要と認めたる者

(運営委員会の議決事項)

第12条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び事業報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 日吉地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、運営上必要な事項

(運営委員会の開催)

第13条 運営委員会は、役員会が招集する。運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認めたと
- (2) 運営委員の3分の1以上から請求があったとき

(運営委員会の議長)

第14条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

第15条 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の決議)

第16条

- (1) 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。
- (2) 止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第17条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委員者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項（議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。）

(運営委員の任期)

第18条 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により再任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 部会

(部会の設置)

第 19 条 本会は、総務部を設置するほか、必要があれば運営委員会の承認をえて、部会を置くことができる。

第 5 章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第 20 条 協議会の事業計画及び予算は役員会がその案を作成し、運営委員会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 21 条 協議会の事業報告及び決算は、役員会が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後、2 か月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第 22 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 関係書類の公開・管

(関係書類の公開、・保管)

第 23 条 本会の議事録、帳簿、決算書、事業報告、名簿等関係書類を地域の住民、団体から閲覧請求を受けたときは、すみやかに公開する。

2 本会の関係書類は日吉会館に 5 年間保管する。

第 7 章 規約の変更

(規約の変更)

第 24 条 この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第 8 章 雑則

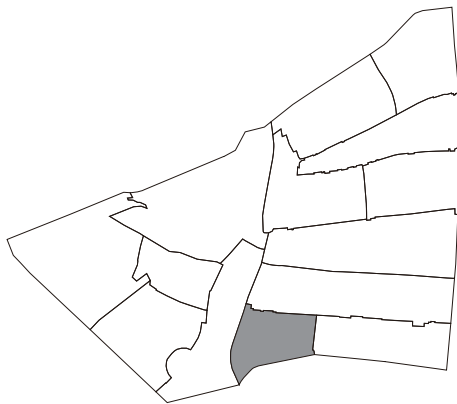
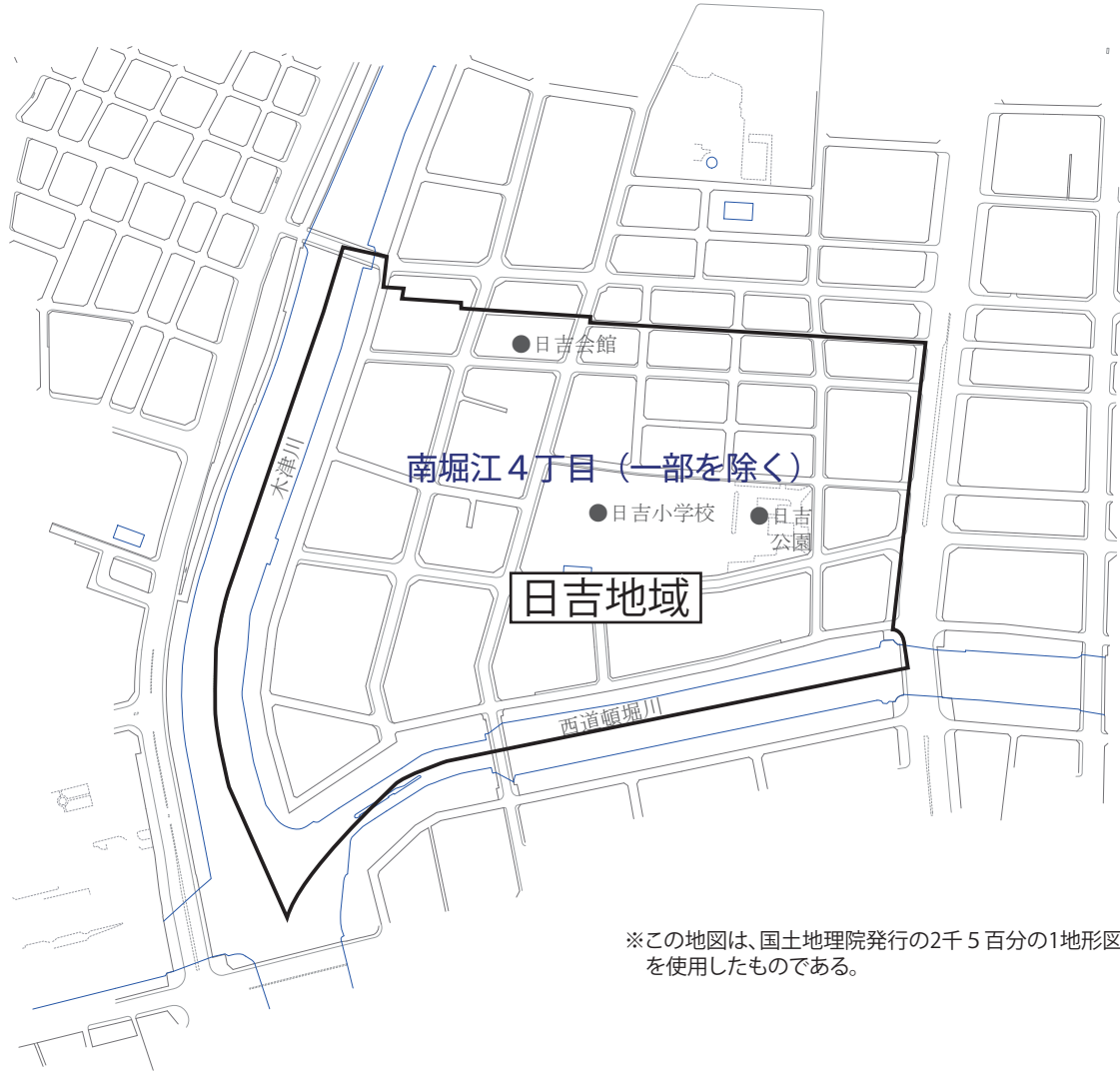
(委任)

第 2 5 条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、役員会が別に定める。

(附則)

- 1 この規約は、本会設立の日から施行する。
- 2 役員等及び運営委員の任期については、初期に限り、平成 26 年 3 月までとする。

日吉地域活動協議会 活動地域



大阪市西区全体図

【日吉地域】

南堀江4丁目（一部を除く）